

## 審 査 基 準

平成28年9月15日作成

法 令 名：	宮城県道路交通規則
根 拠 条 項：	第3条第1項第5号
処 分 の 概 要：	交通規制の対象から除外する車両に対する標章の交付 (紫外線要保護者)
原権者(委任先)：	宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：	宮城県道路交通規則第3条第1項第5号カ (駐車禁止の規制の対象から除く車両) 宮城県道路交通規則第3条第1項第7号 (駐車時間制限の規制の対象から除く車両)
審 査 基 準：	(判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間：	5日
申 請 先：	警察本部交通規制課又は警察署交通課
問 合 せ 先：	警察本部交通規制課(電話022-221-7171)又は警察署交通課
備 考：	